



9月20日～9月26日 動物愛護週間



地域猫活動とは

地域のみなさんが主体となり、飼い主のいない猫（野良猫）を適切に管理することで、今以上に猫を増やさず、猫による様々な被害やトラブルを減らすことができる、環境衛生改善につながる活動です。

猫の被害に困っている人

- ・庭にフン尿をされる
- ・子猫が生まれて増えている



猫を助きたい人

- ・エサを与えたい
- ・不幸な猫を増やしたくない



飼い主のいない猫を減らしたい気持ちは同じ

市では、地域猫活動に対し、以下の制度を設けております。

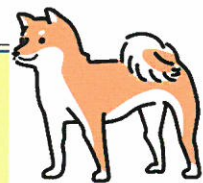
- ・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金
- ・捕獲器の貸し出し制度

詳細は市ホームページをご確認ください。



犬の飼主の方へ

- ・マナーを守れない飼主様の行為に対し、市に多くの相談が寄せられています。
- ・飼い主さんは、マナーとモラルをもって犬の散歩をしましょう！



- 犬のトイレは、散歩をする前に済ませましょう。
- 散歩をするときは、エチケット袋・水入りペットボトルを持参し、フンは飼い主が責任をもって持ち帰り、おしっこは水で流しましょう。
- 放し飼いやノーリード、リードを伸ばしての散歩はやめましょう。
- 人に危害を加えたり、鳴き声などで周囲に迷惑を掛けたりしないように日頃からしつけや訓練をしましょう。